

## 第Ⅱ部 各国調査報告



## 第1章 イタリアの公共図書館

イタリア（正式名称：イタリア共和国 [Repubblica Italiana]）は、地中海に突出するイタリア半島とシチーリア、サルデーニアの両島、およびエルバ島ほか約 70 の小島から成る南北約 1,200km の長靴型をした細長い国である。首都ローマは札幌とほぼ同じ緯度にあり、最北端はサハリンのユジノサハリンスク、最南端は金沢市とほぼ同緯度である。

面積は約 30 万 1341 平方 km で、日本の 80% 程度である。国土の約 90% が農地及び森林地で利用不能地の比率は低い。人口は約 5,784 万人（2001 年）、首都ローマは約 266 万人の人口を抱え、その他の主要都市としてはミラノ（人口約 130 万人）、ナポリ（人口約 100 万人）、トリノ（人口約 90 万人）などがある。

住民はイタリア系の人々が大部分であるが、他国の支配を受けた歴史的経緯のある北部にはドイツ系、フランス系、スラブ系の人々も居住し、南部には中東、アフリカ系の人々も見られる。言語はイタリア語が中心である。

公共図書館政策については、日本や他のヨーロッパ諸国と比べるとまだまだ遅れている。イタリアは、多くの都市国家が成立していたという歴史的背景から地方自治体の独立性が強く、図書館政策においても州独自に図書館法を制定し、それに従って活動している。日本の図書館法と同様にイタリアにも中央政府が制定した「図書館法」は存在するが、これは国立図書館のみを対象としており、その他の公共図書館に関しては地方の組織に全権を委任する形で統治している。

ところが、イタリアには図書館に関する全国規模の統計が存在しないため、全体像がつかみにくい。統計や目録作業も図書館ごとに行なわれている場合が多い。ボローニャの市立図書館 Biblioteca Sala Borsa やミラノの市立図書館が詳細な統計を取っている。主に、これら図書館のデータも項目によっては典拠とする。だが、ボローニャ市立図書館のようにきちんとした統計を取っている図書館はごく少数で、中には目録すら無いところもある。そのため、データそのものが無い場合に、かなり古いデータを引用することがある。または、特定の自治体や図書館の事例を取り上げる場合がある



ことをお断りしておきたい。

## 1. 公共図書館の位置付けと機能

### 1. 地方制度と公共図書館の法的・制度的な位置付け

#### (1) 国と地方の関係、地方自治制度(州・県・市町村等)について

イタリアの地方制度は州、県、コムーネの 3 層構造となっている。(大都市に関しては憲法上の規定にあるだけで、実際には設置されていない。)

1948 年に制定されたイタリア共和国憲法第 5 条では「共和国は地方自治を尊重」と規定している。その際に地方組織に州が付け加えられ、州に法律を制定する権限が付与された。現在の共和国を構成する要素はコムーネ、県、大都市、州及び国であるとされ、これらは独自の憲章を備えた自治団体であると規定されており、地方自治体の独立性が高い。

イタリアにおける地方自治に関する基本法である地方自治法典では、適用される地方団体としてコムーネ、県、大都市、山岳部共同体、島嶼部共同体、コムーネ共同体としている。このため、州には地方自治法典は適用されない。

#### ① 地方共同体の構成

##### 州 (regione)

州は地方団体と国の間に位置する行政単位であり、国の権限を移譲することでより住民に近い行政を行うために設けられている。州には 5 の特別州 (regione a statuto speciale) と 15 の普通州 (regione a statuto ordinario) があり、州の区域は 1861 年の国家統一以前の王国、及び諸公国の領土を基本的に踏襲している。

5 の特別州 (フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア、サルデーニア、シチーリア、トレンティーノ＝アルト・アーディジェ、ヴァッレ・ダオスタ) は島嶼部、山岳部に位置しているため、政治的、民族的、経済的理由から憲法によって大幅な自治権を保障されている。

##### 県 (provincia)

イタリアには 103 の県が存在する。主に州レベルの行政計画の策定及び実現に関して、コムーネと州の間における調整を行なうとされている。

県には「憲章に関する自治」、「規範に関する自治」、「組織・管理面の自治」、「課税・財政面の自治」が認められている。このため、独自の憲章、条例を定めることができるため、住民の要請などから、県の区域を郡に分割することを憲章に定め、各郡に県支所を設置し、区域ごとに公共サービスの提供、組織編制等を行うことができる。

県制度についてはしばしば廃止論が浮上していたが、現在も存在している。

##### コムーネ (comune)

イタリアにおける基本的自治団体として 8,101 のコムーネが存在する。コムーネは「市町村」と邦訳されるが、人口規模の区別はない。コムーネの平均人口は約 7,000 人であり、約 72% のコムーネは人口 5,000 人未満となっている。

コムーネは地域社会に関する行政事務のうち、国法、州法律によって他の行政主体が管轄することが指定されている場合を除き、全ての事務を担っている。これは欧州地方自治憲章における「公的な責務は、一般に、市民に最も身近な行政主体に優先的に帰属するべきである」という「補完性の原則」によるものである。地方自治法典第 3 条第 5 号にも、コムーネと県は補完性の原則に従い国法及び州法律によって与えられた事務を行うと定められている。

県と同様に「憲章に関する自治」、「規範に関する自治」、「組織・管理面の自治」、「課税・財政面の自治」が認められている。このため、独自の憲章、条例を定めることができる。

コムーネには意思決定をできる限り住民側に近づけることを目的として、区（*circoscrizione*）が設置される。地方自治法典の規定では、人口 10 万人以上のコムーネには区の設置が義務化されており、人口 3 万人以上 10 万人未満のコムーネでは任意とされている。人口 30 万人以上のコムーネに関しては区により範囲な自治が認められている。

コムーネの中心部から地理的、歴史的、経済的に離れている場所にはフラジオーネ（*frazione*）と呼ばれる行政区画が置かれている。

区の組織及び事務はコムーネ憲章、条例によって定められる。

### 大都市（*città metropolitana*）

憲法、地方自治法典において地方自治団体として認められているが、実際に設置されたことはない。大都市は県と同様の権限が与えられているため、大都市の区域が県と一致しない場合、大都市地区を含んでいた県の区域から大都市地区が消失し、県の区域が新たに定められる。

## ②地方自治法典に規定されている地方団体の構成

### コムーネ共同体（*union di comuni*）

コムーネ共同体は原則として、人口 5,000 人未満の同県内にある 2 つ以上の接続したコムーネによって構成され、単独または複数の事務の共同処理をおこなう広域行政組織である。設置の際に規約が定められ、組織、事務等が決定される。

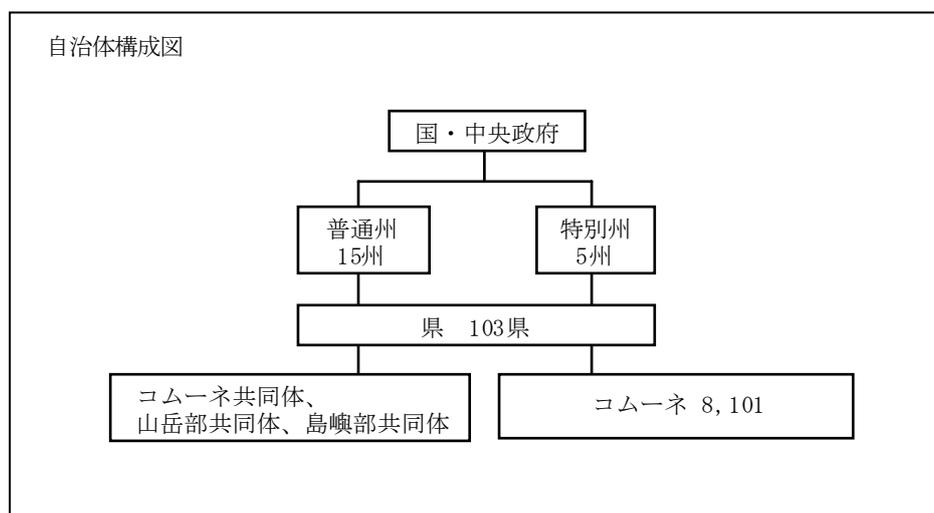
### 山岳部共同体（*comunità montane*）

全部または一部が山岳地帯に位置するコムーネの共同体であり、コムーネ間の事務の共同処理をおこなう。

設置は州が独自の規定に基づき、州知事によって決定される。参加するコムーネには山岳地域が一定以上であることが要求され、人口 4 万人以上のコムーネは参加が禁止されている。

### 島嶼部共同体（*comunità isolane*）

規模の小さい島々の開発促進、関連地域の活性化を目的として、設置されるコムーネの広域行政組織である。山岳部共同体に関する規定に準じて運営される。



資料：「イタリアの地方自治」より作成

州ごとの県数およびコムーネ数

州名	県数	コムーネ数
アブルッツォ	4	305
バジリカータ	2	131
カラブリア	5	409
カンパーニア	5	551
エミリア・ロマーニャ	9	341
ラツィオ	5	377
リグーリア	4	235
ロンバルディア	11	1,546
マルケ	4	246
モリーゼ	2	136
ピエモンテ	8	1,206
トスカーナ	10	287
ウンブリア	2	92
プーリア	5	258
ヴェネト	7	581
サルデーニア	4	377
シチーリア	9	390
トレンティーノ＝アルト・アーディジエ	2	339
フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア	4	219
ヴァッレ・ダオスタ	1	74
合計	103	8,101

資料：イタリア内務省 2003年

自治体の人口規模別コムーネ数

人口規模	コムーネ数
500人未満	828
500人以上－1,000人未満	1,141
1,000人以上－2,000人未満	1,662
2,000人以上－3,000人未満	1,017
3,000人以上－5,000人未満	1,180
5,000人以上－10,000人未満	1,178
10,000人以上－20,000人未満	616
20,000人以上－60,000人未満	382
60,000人以上－100,000人未満	56
100,000人以上－250,000人未満	28
250,000人以上－500,000人未満	7
500,000人以上	6
合計	8,101

資料：イタリア内務省 2003年

## (2) 地方制度の段階(層構造)と、公共図書館のネットワークについて

イタリアの国立図書館は全て直接国に属し、その大部分は文化省 (Ministero per i Beni e le Attività Culturali) と、その部局となる書籍文化中央局 (Ufficio Centrale per i Beni Library le Istituzioni Culturali e l'Editoria) が管理・経営している。そして、これが全イタリア図書館ネットワークの中で重要な核を形成している。

コムーネレベルにおいては、あらゆる面で各図書館の独立性が高く、同一コムーネ内のウェブサイト内であってもリンクが張られている程度で、「中央館→分館」という関係性は薄い。そもそも、このような関係自体が存在しないコムーネもある。

ネットワーク面では SBN (Servizio Bibliotecario Nazionale) が全国的なネットワークを形成している。SBN の日本語名については、奥山裕之氏や加治以久子氏が日本の国立国会図書館図書館研究所が出している「カレントアウェアネス」の中で SBN を取り上げた際に、「全国図書館ネットワーク」と訳している。SBN は、文化環境省 (現在は文化省) の主導で構築が行なわれてきたネットワークで、公共図書館だけでなく、大学図書館や専門図書館も対象としている。(詳細は(7))

イタリアの図書館法は、国立図書館のみを対象としており、各地方では独自に図書館法を制定し、それに従って運営されている。そのため国立図書館と公共図書館の法的関係はみられない。

国立図書館に関しては、「国立図書館」と称するものはローマの国立中央図書館など国内に 4 機関存在し、その他に国立大学の図書館が国立図書館として位置づけられている。それらを含めると、イタリア国内に国立図書館は 47 機関 (2001 年現在イタリア統計局 ISTAT 調べ) が存在する。

イタリア図書館法第 1 章第 1 条で、「国立図書館は文化環境省 (Ministero per i Beni Culturali ed Ambientali) に属し、地域によって分割する」と規定されている。(「文化環境省」は 1999 年省庁再編により分割され、現在は存在しない。同法は現在の文化省に引き継がれている。) 第 1 条で、この法律に直接従うべき「国立公共図書館 (Biblioteche Pubbliche Statali)」として「納本制度でイタリアの出版物を収集している」ローマとフィレンツェの 2 つの「国立中央図書館 (Biblioteche Centrale Nazionale)」や国立歴史館 (Monumenti Nazionali) の付属図書館を含め、北はピエモンテ州から地中海にある島のシチーリア州やサルデーニャ州の主要都市にある 50 の図書館を規定している。(この「50 の図書館」は 1995 年の図書館法の表記であり、実際には上述のとおり国立図書館は現在 47 である。) 1905 年 2 月 5 日のサヴォイア家マルゲリータ王妃の除幕によって、歴史的にイタリア最初の公共図書館となった Biblioteca Nazionale Universitaria (トリノ国立兼大学図書館) や、ピサの Biblioteca Universitaria のように大学図書館であって市民も利用できるものも国立図書館としての任務を果たしている。

## (3) 公共図書館の設置・運営に関する関連法令の体系と設置運営主体について

州には法律を制定する権限が付与されており、地方自治体の独立性が高い。これら地方自治体には約 6,000 の図書館が属しているが、国は国家規模の統一計画を示していない。図書館活動を規定する法律も様々で統一した規定は無く、州により図書館法が異なるという状況にある。それぞれの図書館が自分の州で作られた図書館に関する法律の規定に沿って独自に活動しており、そのためにそれぞれの州によって様々な面で図書館政策に違いが生じている。実際、州制度に関する 1972 年 1 月 14 日の法では州が図書館資料を規律することを定めた。そのため、州にはそれぞれ自分の領域における図書館サービスを計画する自由がある。設置主体、運営主体も国ではなく、地方自治体に一任するような形である。

## (4) 公共図書館に対する国家レベルの体制と方針について

図書館について、国が管理しているのは国立図書館のみで、公共図書館振興に関しては、上記のように地方行政に一任する形になっている。

国家戦略として行なわれているものとしては、オンラインで検索をかけることができるように整備された SBN によるネットワークがある。SBN は国から補助金が出されていたが、後に独自に予算が計上されるようになり、文化環境省 (現在は文化省) が管轄している。

イタリアでは、国立図書館のデジタル部門であるメディアテカ (「ビブリオテカ」と「メディア」からな

る造語)が文化省、州、県、コムーネによる共同プロジェクトにより開設され、デジタル資料の提供をおこなっている。

一例としてサンタテレーザのメディアテカ (La Mediateca di Santa Teresa) は、古い教会を改修し、コンピューター室、印刷室、衛星テレビ室、スタジオ、会議室等を兼ねそろえた、デジタルライブラリーとなっている。このほか、ローマ (Mediateca Roma) やロンバルディア州コモ県 (Mediateca Provincia di Como)、アテネオ言語センター (Mediateca del Centro Linguistico di Ateneo) などにメディアテカがあることが確認できた。

しかしこのメディアテカの特徴として、デジタルアーカイブ、情報整備、情報教育に重点を置いていることがあり、このため館内に図書資料が存在しないところもある。このため、一概に「図書館」といってよいかは疑問があるが、メディアの多様化に即した対応と政策であるとはいえるだろう。

## 2. 公共図書館の数

### (5) 地方自治制度の段階別の公共図書館数 (分館・サービス拠点を含む) について

各段階別の公共図書館数についてはデータが得られなかった。しかし、イタリア図書館協会 (Associazione Italiana Biblioteche: AIB) の発表によれば、2001年の段階で国内に公共図書館は約6,000カ所存在するとなっている。

また、エミリア・ロマーニャ州 (人口400万人) で1982年に公開されたデータによると、州内に公共図書館は450館あり、そのうち359館がコムーネ立図書館、3館が県立図書館となっていた。

イタリアには多くの図書館が存在し、歴史的に古くから建てられているものが多い。その多くが大都市に集中しており、代表的なものとして、ローマ、フィレンツェ、ナポリなどがあげられる。さらに、ブスト、アルスイズィオ、モンザなど小規模の地域に複数の図書館が存在する地域がある一方で、10km四方に図書館が1つも無い地域もある。

このような公共図書館の設置状況の不均等さの背景として、「南北の格差」があげられる。北部にはローマを始めとして、ナポリ、ヴェネツィア、フィレンツェといった都市国家と呼ばれたような、歴史的にも伝統のある都市があるのに対し、長い間これら都市国家の植民地となっていた南部の大部分が農村地帯であり、識字率などで表される文化教養面も南北で格差が見られる。例えばイタリア中部のトスカーナ州は伝統的に教養の高い土地であり、現在、公共図書館は6館あるがそのうち4館は州都フィレンツェに集中している。中南部のラツィオ州には10館あり、その全てがローマ市にある。これは当然首都ローマが全ローマ教皇領の唯一の文化的中心であったからである。つまり、南北の格差と不規則な配置がイタリアの公共図書館の特徴であるといえる。

### (6) 地方自治制度の段階別の公共図書館設置率について

全国のコムーネ数は8,101 (2003年) であり、公立図書館は約6,000カ所 (2001年) 存在するため、1自治体当りの設置率は74.1%となる。しかし、1つの自治体に複数館設置されている場合もあるため正確な値ではない。わかっている範囲では、エミリア・ロマーニャ州で1館以上の図書館が設置されているコムーネの割合は81% (1982年) となっている。また、南部の6つの州 (カンパーニア、プッリャ、バジリカータ、カラブリア、シチーリア、サルデーニア) にある2,106のコムーネの中で、図書館が設置されているのは48%である。また、カンパーニア州には図書館が138館あるが、421のコムーネには図書館が無く、設置率は23.3%であった (1987年)。

### (7) 複数の自治体にまたがる図書館ネットワーク、コンソーシアム等について

イタリアでは、(2)の項で述べたようにSBN (Servizio Bibliotecario Nazionale) が複数の図書館を結ぶネットワークの代表として機能している。SBNは、文化環境省 (現在は文化省) の主導で構築が行なわれてきたネットワークで、国立・公共・大学など各種の図書館の蔵書総合目録を作成し、新規の目録データ入力をオンラインにより共同で行なうことを主たる目的としているほか、以下のような目的を持って活動している。

- ・国立、公共、大学等各種図書館の蔵書総合目録を作成する
- ・エンドユーザーに国立図書館のサービスを提供する
- ・すべての参加館の資料を共有できるようにする
- ・オンライン総合目録を通してイタリア図書館間の相違を克服する
- ・目録検索の自動化を促進する
- ・図書館間の異なった伝統文化を尊重する
- ・全国総合目録の普及を促進する

SBNは1979年に発足した。当初は地方財源に資金の多くを頼っていたことから、各図書館が個別に、もしくはグループを作ってデジタル化に取り組んでいた。そして、1986年以降、ローカルレベルのシステムを中央のシステムに接続するための基盤整備が進んだ。文化環境省（現在は文化省）所轄の図書館総合目録・書誌情報中央研究所（ICCU）が、総合目録システム「インディーチェ（Indice）」を開発し、さらにDBMS（データベースマネジメントシステム）の異なるシステム間の接続に関する規格の設定、通信ソフトや共通の目録フォーマットの開発なども行なった。1992年6月には、ローマ・フィレンツェの国立中央図書館などのシステムがインディーチェに接続され、SBNが本格的に動き始めた。

これ以降、SBNは各ローカルシステムが中央に接続するための基盤設備が進展し、館種を越えて1,300以上の図書館を結ぶネットワークとなった。また、国から補助金が支出され、のちには恒常的に予算が計上されるようになった。

### 3. 公共図書館サービスの基本理念、原則について

#### (8) 図書館に対する一般国民の意識、公共的な文化施設としての認識の状況

図書館に対する国民の意識は「低い」と言わざるを得ない。どこの地方であれ利用者登録率が人口の10%を超えるところは少ない。ロンバルディア州ベルガモ県のアルツァーノというコムーネのとある図書館は1980年代末にはコムーネの人口11,000人に対し登録者が100人という状況であった。割合にすると1%にも満たない。さらには、この時代の蔵書は6,000冊で目録すら存在しなかった。年間貸出も1,000冊であった。

しかし、住民に利用してもらえるように努力を始め、1990年代には蔵書は32,000冊を数えるようになり、その全てが目録化され、年間貸出も40,000冊になり、登録者も5,000人まで伸びた。さらに、週46時間開館し、週2回は22時まで夜間開館も行なっている。

このような成功例も報告されているが、これはたぐいまれなことで、いまだ図書館が地域に根付いていないところも多い。これらのことが起きている背景には、国民の読書に対する意識が薄いこと、近くに図書館がない地域が多いことなどがある。さらには、歴史的な伝統を重んじるばかりに、現代社会の要求に公共図書館が適応できていないことも、意識の低さにつながっている。

#### (9) 公共図書館サービスの基本理念、一般原則について

基本理念については、これも州独自に法律を定め、その中で発展に関して基準を提示している。例えば、州法によって資料の保存法や目録作成の方法を定めることや、専門家の養成を行なうことができる。だが、すべての州が図書館に関する法律を定めている訳ではない。

州法では、一般的な目的として、「図書館の発展を維持し奨励する」、「調整、助言、援助、研究のサービスを提供しながら、その協力に寄与する」、「地方共同体と協力して図書館ネットワークを組織化する」などということが掲げられているが、具体的な方法は州によって異なる。ここではヴェネト州の州法に定められた図書館の基本理念を紹介する。

1984年に制定されたヴェネト州の州法では、次のようなことが基本理念として打ちだされている。

- ・図書館は無料で公開する。
- ・サービスの一貫性や正確さを保証する。

- ・より多くの利用を促すような開館時間を定める。
- ・全国規則に対応する著者のアルファベット順の目録を提供する。
- ・出版物を貸し出し、他の図書館と相互貸借をし、地域資料を保存する

さらに、人口1万人以上の自治体にある図書館は、最低でも週に26時間開館すること。人口1万人未満の自治体は16時間、3,000人未満の自治体は12時間開館することを規定している。

ただし、こうした法律は奨励的なもので、準拠すべき基準は定めているが、義務的なものではない。

## (10) 著作権の保護、図書館の公共貸与権、出版社への保障などについて

イタリアは EU 加盟国のなかで公共貸与権すなわち公貸権が実施されていない数少ない国のひとつである。EU 加盟国では公貸権を導入していない国として他に、フランスやスペインがあげられる。(フランスでは、2003年に公貸権に関する立法が成立した。)

そもそも公貸権とは、公共図書館など、非営利の機関が、公衆に無償で書籍等を貸し出すときかけられる補償金制度のことである。このときに公共図書館が無償でおこなう貸与のことを「公共貸与」というが、これは英語の「パブリック・レンディング」の翻訳である。レンディングとは日本ではあまりなじみのない言葉であるが、英語では本来「レンタル（賃貸）」と「レンディング（無償貸与）」をまったく異なった概念として明確に区別しており、レンディングは個人間の無償の貸与を示す言葉で著作権が及ばない領域であるとされてきた。

しかし、近年では、公共図書館の公共貸与が著作権者の権利を侵害しているという声が主に出版社側から起こり、ヨーロッパ諸国（※）では公貸権による補償金制度が導入されている。

※…最も早く公貸権が導入されたのは 1946 年のデンマークで、47 年にノルウェー、54 年にスウェーデン、61 年にフィンランドと、主に北欧諸国を中心に導入されてきた。そして、さらに、73 年にドイツ、77 年にオーストリア、79 年にイギリス、86 年にオランダと、公貸権による補償金制度はヨーロッパ諸国全体に広がっている。

公貸権が実施されていないイタリアで、どのようにして公共図書館の公共貸与が保証されているのか、イタリアの著作権法を見ていくことにする。

### 1) イタリア著作権法

イタリアの著作権法にはわが国と同じように、著作物の自由利用に関する一般規定はなく、アメリカの著作権法におけるフェア・ユース法理のような理論も存在しない。その代わりとして、イタリア著作権法には第 65 条から 71 条において、わが国の著作権法における権利の制限に関する規定と同様に、著作物の自由利用が認められる個々の事例について、個別に規定されている。

### 2) イタリア著作権法と図書館

イタリア著作権法では図書館における著作物の扱いは主に 68 条と 69 条で規定されている。

まず、複写については、図書館に所蔵されている著作物の複写は、私的利用または図書館業務を目的として行われる場合には自由であるとされる（68 条 1 項）。

さらに、私的利用のために複製が行われる場合も許される（同 2 項）としているが、その条件としてつぎのように規定されている（同 4 項）。

- ① ベルヌ条約（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約）の規定にしたがうこと。（※※）
- ② 複写は広告ページを除き、雑誌の各巻または各号の 15 パーセントに限定して許される。
- ③ 第三者に複写機を利用させる場合は、たとえ無料であっても著作権者または出版者に対し報酬の支払い義務を負う。

※※…イタリアは 1978 年 6 月 20 日の法律第 399 号によって批准され、発効している。

③について補足すると、この際に支払われる報酬の額は、複製されたページについて、国立統計研究所が毎年決定する 1 ページあたりの価格の平均より低くはならないとしている（68 条 4 項）。これらは 1 年ごとに

直接図書館が支払うものとし（68条5項）、手数料を差し引いた後にイタリア著作者出版協会によって徴収され、分配される。このときの具体的な支払いの額や条件、同協会に支払われる手数料の割合は、大統領府に設置される諮問審議会（※※※）の聴聞の後、大統領令によって決定される（第181条の3第1項）。また、イタリア著作者出版協会が仲介者として行わない権利者への分配も同様に、同諮問審議会の聴聞の後、大統領令によって決定され、主要な利害関係のある取引団体を通して行うことができるとしている（第181条の3第2項）。

※※※…諮問審議会は大統領府に常設される著作権の諮問審議会である。イタリア著作権法の第190条、191条、192条にその規定があり、191条2項にはその目的を著作権またはそれに関する事項の研究を行い、大統領府の要請または特別の規定が要求するときに、そのような事項に関する問題について情報を提供するとしている。また、191条では審議会を構成する者について規定があり、それは次のとおりである。

- ・ 大統領府が指名する議長
- ・ 専門職業家および芸術家団体、興行家団体および書籍出版業者団体から1名の副議長
- ・ 外務省、司法省、財務省並びに企業省の代表格1名および教育省の代表2名
- ・ 旅行興行省の興行局長、評議会議長局の情報局長および文学・美術・学術財産局長
- ・ 専門職業家、芸術家、工芸家連盟の各会長およびとくに著作権問題を担当する各連盟の代表3名、並びに全国舞台労働者連盟が指名する産業労働者連盟の代表1名。そして、これらの審議会委員は、大統領府令によって任命され、任期は4年である（同2項）。
- ・ 会期については、毎年大統領府が定める日に定例会が開催される。また、大統領府の要請があるときは、いつでも臨時会を開催できるとしている（192条）。

ただし、この68条1項および2項の規定にもとづいて適正に複製されたものであっても、複製物を公に頒布したり、著作者の経済的利用権と衝突するような方法において使用することは禁止されている（68条3項）。

つぎに、貸与については、もっぱら文化の振興や個人の研究のためになされる、国または官庁に属する図書館やレコード図書館からの貸与には報酬は支払われず、加えて、次に掲げることを条件に、権利者の許諾は必要ではない（69条1項）。

- ①印刷された著作物の複製物オペラや音楽の楽譜は除く。
- ②映画の著作物や視聴覚著作物、または映像を含むレコードおよびビデオ。
- ③頒布権の最初の行使から少なくとも18か月経過したことを条件とする。頒布権が行使されていない場合には、著作物や映像の完成から少なくとも24か月が経過したことを条件とする。

また、貸与を含む図書館の事業のための複製についても、国また公共団体に属する図書館やレコード図書館で利用される映画の著作物や視聴覚著作物または映像を含むレコード、ビデオの複製は1部についてのみ許されるところとしている（69条1の2）。

### 3) イタリア著作者出版協会

イタリアでは著作者の権利の保護と行使のために設置される公法人としてイタリア著作者出版協会がある。同協会の規定はイタリア著作権法第180条のなかにあり、第1項には保護される著作物の公衆への伝達、実演、口演、放送、そして機械的、映画的に複製する権利の行使について、仲介者として行動する権利を同協会に排他的に認めるとして、同協会を法的に位置づけている。

そして第2項にはその仲介行為の範囲を次のように規定している。

- ① 権利者の利益のために、保護される著作物の経済的利用のライセンスおよび許諾を与えること。
- ② そのライセンスおよび許諾から生ずる収入を徴収すること。
- ③ 権利者間にその収入を分配すること。

イタリアにおいても、複写技術の発展や普及により、図書館における著作物の複写は著作権侵害の大きな問題となっている。これらの問題を立法において解決を図ることは容易ではないが、一般的には図書館での著作物の複写は、著作物市場に影響を与えない場合において認められるという見解がとられている。

なお、2003年度のイタリアの出版産業全体売り上げは、1,246,200,000 ユーロ（日本円で163,065,270,000円）である。（日本円換算については2003年の為替相場の年平均値、1ユーロ=130.85円として算出。）

**(11) 貸出開始時期を遅らせるなどの著作者への配慮について**

先述のように、頒布権の最初の行使から少なくとも 18 か月経過したこと。頒布権が行使されていない場合には、著作物や映像の完成から少なくとも 24 か月が経過したことを条件とするとされている。

**(12) 個々の公共図書館の使命（ミッション・ステートメント）について**

大学図書館ではミッション・ステートメントを公表しているところもあるが、一般の公共図書館となると、公表しているところはなかった。

**(13) 地域社会の情報ニーズの定期的な調査などについて**

まだまだ「古き良き伝統を守る」という傾向が強く、「地域のニーズを掴む」という考え方が定着していないのが現状である。定期的な調査を行ったという記録は無い。

**2. 公共図書館の運営・経営の体制****1. 設立主体と運営主体の状況と管理運営・経営の責任体制と経費負担****(14) 公共図書館の整備や運営費の負担について**

公共図書館の運営については、前述の通りイタリアは個々の地方自治体の独立性が高く、地方独自に運営を行なっている。州には固有の立法機関や行政機関が存在しており、独自に法律を作り予算を編成している。さらに、州は県やコムーネの地方政府に業務を委任しながら、その任務を果たしている。

基本的にはコムーネが全面的に責任を負っており、図書館政策、また、各図書館の予算や職員についてもコムーネで独自に決定を下している。財政的な運営は完全にコムーネに委任され、多くのコムーネが重苦しい官僚的な手続きを簡素化し、図書館が持つ自律的な運営の形を確保することになった。

中央政府の管轄する図書館は国立図書館のみで、地方の公共図書館の年間運営経費については中央政府の補助はなく、全額地元負担となっている。

**(15) 図書館の建設整備に PFI など、民間資金活用の試みについて**

2004 年、EU で PFI の規約と PFI を適用するための基準を検討する委員会が開催された。現在、どの国でも問題になるのは、PFI を導入することが法律で明確にされていないことである。イタリアでは、公共工事については法律があるが、公共サービス提供についての法律は無い。

公共工事に関する 415 号法（通称マルローニ法）は、透明性を確保する、差別しない等の EU スタンドにに基づき整備されたものである。イタリアは様々な面で遅れていたが、PFI に関してはヨーロッパで初めて明確な法律を作ったため、結果的に、この面では先進国となっている。

EU 全体の動きとしては、イギリスの例にならう形で規制緩和を進める流れがある。この点でいうと、イタリアでは明確な法律を定立するという点で異なっている。

もっとも、イタリアは最近になってやっと PFI に取り組み始めたばかりで、その実践例は少ない。現在は高速道路の工事や建設費用に PFI が使われているくらいで、図書館には導入されていない。

**(16) 公立図書館の運営を民間に委託することについて**

公共図書館の年間運営費は、すべて地方自治体で独自の予算を組んでおり、全額地元負担となっている。国は国立図書館、州は州立図書館、県は県立、コムーネはコムーネ立というように、それぞれの自治体が公共図書館を管理運営しているため、上位自治体や中央政府からの補助金は SBN などを除いては、削減される傾向にある。

現在のところ、公共図書館職員の研修の際に民間団体から講師を招くこと、民間団体に職員を派遣することなどは行なわれているが、日常の図書館業務についての民間委託は行なわれていない。

国全体の傾向として、これまで民間は、社会資本の充実についてあまり関与してこなかったが、民間資金の

活用は、ここ3年で急激な進展を見せている。その理由は以下の3つである。

- ・新しい法律（98年415号法）が策定されたこと。
- ・先導事業（チャンピオン・プロジェクト）が設定されたこと。
- ・イギリスにならってタスクフォースを設置したこと。

公共事業へ民間資金を導入する背景としては、国の財政赤字、国の構造的な改革、インフラ整備のギャップがある。インフラ整備については、イタリア全体が他国に比べて遅れているだけでなく、特に南部でのインフラ整備の遅れが目立つ。公共事業への民間導入の施策については、10年以上前から検討されており、将来は公共事業・サービスなど多くの方面で民間資金の活用が進められると考えられている。

### (17) 各段階の公共図書館の経営・運営の責任者について

個々の図書館の責任者は図書館長である。図書館長の上にコムーネ議会(Consiglio Comunale)や行政権限を持つ委員会がある。最終的に図書館に対して責任を負うのはコムーネ議会の中の文化担当委員会（文化評議員 Assessore alla Cultura）である。

また、図書館の多くに諮問委員会や運営委員会が設置されている。運営委員会の委員はコムーネ議会で選任される。任期は5年である。

### (18) 館長の経営手腕を評価するシステム、監督者が重視する評価項目について

図書館はたいていの場合、文化を担う州議会の部局（時に文化財機関 Istituto per i Beni Culturali と呼ばれる）の管轄下であり、その部局が州の図書館を監督する形となっている。具体的には、その中の特別な部局（図書館部局、書籍及び資料部局 Servizio per le Biblioteche, i Beni Library e Documentary など）が当該任務をになっている。

例えば、エミリア・ロマーニャ州の州議会 Giunta Regionale には、図書館に当てられた部局に18人の職員がおり、統計作成や図書館に関わる発展計画の作成などの業務を担っている。

館長の評価については、先述した文化評議員が評価する形となっている。

## 2. 図書館運営に関する年間経費の総額と資金負担の状況

### (19) 各段階の公共図書館年間予算総額と、1館当りの平均年間予算額について

地方公共図書館全体の予算については、1997年のデータがあるが、それによると、609,470,000,000 リラ（日本円で43,272,370,000円）であった。これを図書館数6,000で割ると（1997年当時の図書館数が不明なため2001年数値）、1館当りの平均予算額は101,527,570 リラ（日本円で7,208,457円）となる。（1997年当時の為替相場の年平均値、1リラ=0.071円を採用。）1997年当時の図書館数が仮に6,000より少ないとしても、それほど大きくは変わらないであろう。

### (20) 自治体の負担額と広域自治体、政府の補助金、民間の寄付の額や比率について

2001年の憲法改正によって、自治体の課税自主権・支出裁量権が強化された。以前は、地方自治体の財政は中央政府の財政から派生したものであったが、自治体の財政的な独立が高められた。そのため、1990年代以降、自治体の自主財源強化と並行して、地方への補助金の削減が実施された。地方自治体に対する補助金を減らし、独自の課税権を強化することで地方自治体にそれを埋めることができる権利を与えた。

だが、図書館事業に対する中央政府の補助金の額やその比率等のデータはなかった。

### (21) 人件費・図書購入費・建物設備維持費の3つの年間支出の割合について

年間支出割合の全国的なデータは得られなかった。

参考までに、ピエモンテ州のコムーネ Pinerolo にある公共図書館 La Biblioteca Civica Alliaudi の場合を挙げると、以下のようであった。

2003年度の年間支出	363,700 ユーロ	(日本円で 47,590,145 円)
人件費	296,900 ユーロ	(81.6%)
建物設備維持費	2,343 ユーロ	( 0.6%)
図書購入費	19,800 ユーロ	( 5.4%)

(日本円換算については 2003 年の為替相場の年平均値、1 ユーロ=130.85 円として算出。)

### 3. 図書館サービスについて

#### 1. 利用者数と開館時間

##### (22) 公共図書館の年間利用者総数について

利用者数を示す統計はないが、UNESCO の統計によると、1999 年のデータで利用登録者数は以下のようになっている。

・国立図書館	591,598 人	
・公共図書館	27,442,500 人	
公共図書館 1 館当り	4,573 人	(公共図書館設置数を 6,000 として)

##### (23) 図書館のサービスエリアの人口に占める割合 (利用者登録率) について

図書館ごとの利用者登録率に関する全国規模の統計は無いが、UNESCO 統計から図書館利用登録者の全人口に占める割合は 47.8%となる。なお、IFLA (国際図書館連盟) の調査では、図書館利用登録者は人口の 13%となっている。

##### (24) 利用者の年齢・性別・利用目的などの内訳について

登録者は女性が多く、全体の 55~60%を占めている。また年代別に見ると、学童や大学生が全体の 60%を超える場合もあり、イタリアの図書館利用者の大部分は若年層である。

イタリアでは読書をする人が少なく、本を読まない人は全人口の 62%という調査結果が出ているほどである。本を読まない理由として、「読む時間が無い」(38%)、「興味が無い」(33.5%) などがあるが、「近隣に書店や図書館が無い」という理由もあった。読書をするという習慣が国民にあまり根づいていないようである。

社会的カテゴリーにおける不均等さも如実に現れている。図書館利用は、工員や肉体労働者、退職者、専業主婦は少なく、サラリーマンや教師が多い。

##### (25) 夜間開館および開館時間数について

ここでは人口 30 万人以上のコムーネの中から、ローマ 34 館、ミラノ 25 館、ヴェネツィア 18 館、フィレンツェ 16 館、ボローニャ 9 館、合計 102 館のウェブサイトを参照し、そこから得られた情報を中心にまとめる。

公共図書館においては、平日は 9 時~12 時、14 時~19 時の開館が一般的である(場所により前後 30 分くらいの差はある)。国立大学図書館や公共図書館の一部には 22 時頃まで開館している館もあるが、公立図書館で夜間開館を行なっているところは、今回調査した限り、次表の 8 館であった。なお、全国的に日曜は休館日であるが、中には日曜に加えて月曜も休館としているところもある。そのほか、土曜は午前中だけ、もしくは午後だけといった半日のみ開館する図書館もある。

季節によって、たとえば夏と冬で開館時間が異なる館や、8 月半ばに 2 週間くらい続けて休館となる場所もある。

以上のデータから、イタリアの公共図書館の開館時間は週 30~40 時間というのが相場である。IFLA では週 40~60 時間の開館を理想としているが、このレベルに達している図書館は少ない。

ローマ Rispoli	9:00～22:00 (月～水)
ミラノ Biblioteca Baggio Biblioteca Gallaratese Biblioteca Niguarda	閲覧のみ22:45まで。他のサービスは19:45まで。 閲覧のみ22:00まで。他のサービスは19:00まで。 閲覧のみ22:45まで。他のサービスは19:45まで。 これら3館とも月曜～金曜に限られている。 その他の館は9:00開館、19:00もしくは19:45閉館である。
ヴェネツィア 中央図書館	閲覧とコピーに限り23:00まで。他のサービスは18:30まで。
フィレンツェ 中央図書館 Biblioteca Palagio di Parte Guelfa	月・水・木8:30～18:30/火・金8:30～22:15/土8:30～13:30 月～木8:30～22:15/金8:30～18:30/土8:30～13:30
ボローニャ Biblioteca Multimediale Rroberto Ruffilli Biblioteca Salaborsa	月～木8:30～22:00/金8:30～18:00 月14:30～21:30/火～金9:00～21:30

## 2. 蔵書数および貸出数

### (26) 各段階の公共図書館の蔵書数の規模について

公共図書館全体の蔵書数の総合計は、1999年で56,959,914冊である。各段階別にみた図書館蔵書数といった全体的傾向のわかるデータが無いので、一部の州のデータを紹介する。

- ・ロンバルディア州 (人口 900 万人)  
1,162 館のうち 3,000 冊以上の蔵書があるのは、62.2%の 723 館 (1988 年)。
- ・エミリア・ロマーニャ州 (人口 400 万人)  
450 館のうち、20 万冊以上を所蔵している所は、1.8%の 8 館のみ (1982 年)。
- ・カンパーニア州 (人口 600 万人)  
138 館のうち、5,000 冊以上が 21.6%、2,000 冊以下が 52% (1987 年)。

### (27) 蔵書の内訳について

蔵書の内訳について直接的なデータは無かった。参考までに、『ユネスコ文化統計年鑑 1999』の発行書籍分野別タイトル数から比率を算出すると、総記 3%、哲学 4%、宗教 5.8%、社会科学 14.3%、言語学 3%、自然科学 3.9%、応用科学 7.2%、芸術 9.5%、文学 38.9%、地理・歴史 10.1%となっている。

### (28) 各段階の公共図書館別の蔵書の年間受け入れ冊数について

国全体としての年間受け入れ冊数は、10,253,991 冊である。

各段階別あるいは州別の年間受け入れ冊数については不明だが、例えばボローニャ市立図書館については、次のようになっている。

ボローニャの市立図書館の媒体別受け入れ数 (2003 年) (単位: 冊)

区分	大人向け	子ども向け	合計
図書	15,324	4,228	19,552
ビデオ	2,433	514	2,947
音楽CD	2,925	63	2,988
CD-ROM	148	74	222
定期刊行物	690	68	758
地図	68	0	68
合計	21,588	4,947	26,535

**(29) 各段階の公共図書館別の蔵書廃棄の実態について**

廃棄に関するデータがなく、不明であった。

**(30) 各段階の公共図書館別のデータベース保有率、平均保有件数について**

データベースに関する統計データがなく、不明であった。また、全国的なネットワークである SBN のウェブページを調査したが、OPAC すら構築中で、データベースに関するものは無かった。

**(31) 書籍・雑誌などの媒体別の年間貸出数について**

年間貸出数については、国全体の総数のみ報告がある。それによると、国立図書館では、貸出冊数が 1,081,269、公立図書館では、貸出冊数が 257,961,734 であった。

また、大人向け、児童向けの貸出冊数についてデータが得られたボローニャ市立図書館の例では、2003 年の年間貸出冊数は、大人向け 322,247 冊、児童書 80,092 冊、合計 402,439 冊であった。

**(32) 映画フィルム、DVD、CD などの媒体別の所蔵・貸出状況について**

AV 資料の所蔵数の所蔵数は、全公共図書館で総数 1,251,644 点となっているが、貸出数についてはデータがない。

なお、ボローニャ市立図書館における媒体別所蔵数・貸出数（2003 年）のデータが得られたので、参考までに下記に示す。

ボローニャ市立図書館における媒体別所蔵数・貸出数（2003 年）（単位：点）

所蔵数	区分	大人向け	子ども向け	合計
	ビデオ	8,026	1,745	9,771
音楽CD	13,665	482	14,147	
CD-ROM	1,434	334	1,768	
合計	23,125	2,561	25,686	

貸出数	区分	大人向け	子ども向け	合計
	ビデオ	204,961	27,556	232,517
音楽CD	283,639	9,306	292,945	
CD-ROM	5,359	2,553	7,912	
合計	493,959	39,415	533,374	

**3. 図書館の各種サービス****(33) 図書館サービスに関する情報提供の方法について**

トスカナ州の調査では、810 館の図書館のうち、310 館がウェブアドレスを持っていて、270 館が E メールアドレスを持っている。

また、蔵書の有無に関しては、SBN が一般的であるが、他にもイタリア図書館協会と CILEA (Consorzio Interuniversitario Lombardo per la Elaborazione Automatica: イタリア北部大学間産業振興共同体) によって作られた Metaopac (Metaopac Azalai Italiano: MAI) がある。これを使うと、図書館と図書館システムの 140 の目録を同時に調べることができる。また、単一目録中央委員会の OPAC もあり、1,600 の図書館（主な州と大学図書館）と 9,000,000 冊の所在、4,500,000 の書誌記述を集めている。

**(34) インターネット等外部からの蔵書の有無、閲覧・貸出状況の確認について**

ウェブサイトを持っている図書館では、Web-OPAC も公開されている。ただ、貸出状況まで確認できるものは少ない。調査した中で貸出状況の確認ができたのは西ミラノの図書館のみで、単に「貸出中」と表示されるのではなく、貸出した日付まで記載されていた（例えば、2005 年 3 月 1 日なら「1/3/2005」と表示される）。

**(35) 地域情報の収集の状況について**

イタリアは自治体の独立性が高い分、地域情報の収集は盛んである。新聞の切り抜き等はもちろんだが、その地域の歴史に関する本も多く所蔵されているほか、ウェブサイトで、図書館の歴史を詳しく解説しているのも特徴である。

**(36) 地域内の大学等の諸機関との連携について**

トリノを始めとする国立大学の図書館は、市民も利用でき、地域内では公共図書館の一つとして位置づけられている。SBN（全国図書館ネットワーク）の機能拡充が進められている。

**(37) 障害者向けの図書館サービスの全国的なシステムや媒体の整備状況について**

障害者の中でも視覚障害者については特別な扱いを受け、サービスが工夫されている。ローマ国立中央図書館など、いくつかの図書館は視覚障害者専用のスペースを持っている。例えば、フィレンツェに近い Prato の Alessandro Lazzerini 図書館には「視覚障害者」セクションがあり、「ブライユ点字法」でテキストを作成したり、点字で書かれた本を集めたりしている。また、「フィレンツェ録音図書協会（Centro del Libro Parlato di Firenze）」では、視覚障害者のために、カセット本などの貸出を行なっている。

一方、コムーネレベルの図書館における点字図書などの整備状況は確認できなかった。児童向けの点字絵本の出版社としては Stamperia in Florence と Institute for Blinds in Milan の 2 社があるが、これらをいくつかの図書館の OPAC で検索条件に入れて探してみても、この出版社が発行する図書は見当たらなかった。

**(38) 在留外国人の母語に対応した図書の配備状況について**

外国人サービスに関する統計的なデータは無い。しかし、ローマとフィレンツェにある国立中央図書館が一括管理する形で、イギリスとの国際相互貸借が行なわれている。費用は郵送料のみで、国際返信用切手（International Reply Coupons）で支払う。貸出期間は 1 か月で、更新はローマ国立中央図書館ではできないが、フィレンツェ国立中央図書館では他の利用者から請求が無ければ更新できる。

複写に関しても同様で、料金は機関によって異なるが、フィレンツェ国立中央図書館は、1 ページあたり 100 リラか 150 リラ。マイクロフィルム化は下請会社に依頼している。マイクロフィッシュコピー、マイクロフィッシュからの引伸印画サービスは行なわれていない。

**(39) 子どもの読書活動の振興や読書指導の状況について**

多くの公共図書館には児童専用のセクションがある。この他にも児童専用図書館がある。これらの図書館では空間配置、資料の選択、提供など全てにおいて、子どもが容易に利用できるよう工夫されている。壁は鮮やかな色で塗られ、本は開架書棚に配列され、いつでも閲覧できるようになっている。一方、子ども向けサービスの従事者の一部には、特に成人と児童の読書の場を分けるのは教育的に良くないという考え方もある。

子どもに対する読書の奨励は重要視されているが、公共図書館が何か特別なことをやっているかということ、現実にはほとんどなされていない。読み聞かせや読書指導に関する記述は見当たらなかった。

**(40) その他各種事業（映画会など）の実施状況について**

イタリアの公共図書館は「図書」の保管場所というだけでなく、「文化会館」であることが要求されている。これは従来の図書館の役割にとらわれない「多目的文化センター」という考え方であり、このため公共図書館では様々な文化活動の推進を奨励し、各種展示会、映画の上映、コンサートなどを企画し、それを実施してきた。

子どもに対する読書も重要視されているが、公共図書館における特別な活動としての記述は見当たらなかった。公共図書館では、基本的に文化推進活動の一環としてお話会が行なわれており、このため幼児期から児童期にかけては読書人口が比較的多いとされている。

一部の公共図書館では、教育の充実のためには教員養成が必要であるという考えから、教員を対象とした児童文学についての講習会、講演会、展示会が行なわれている。

一時期には、こういった文化推進活動費の方が図書購入費より多く配分されていたが、図書館員からそれに

対する批判がおこったこともあり、現在はコレクションの充実に重点を置いている図書館も多くなっている。

#### 4. 図書館職員の状況

##### 1. 職員数、資格制度、研修等

##### (41) 公共図書館の職員数（専任・兼任・非常勤の別など）について

国立図書館の図書館職員は 595 人である。また、公立図書館については次の表のとおりで、司書が全体の 25.1%となっている。専任・兼任・非常勤の別、男女比に関してはデータが得られなかった。

司書資格所持者	一般職	計
5,984	17,856	23,840
25.1%	74.9%	—

##### (42) 司書資格の難易・給与との関係、年間司書資格取得者数と就職者数について

「司書資格 (Bibliotecario、女性は Bibliotecaria)」はイタリアにもある。司書有資格者の地位は資格のないスタッフに比べて高い。ただし、図書館にスタッフはたくさんいるが、「司書」の資格を持っている者は多くない。

これは、イタリア図書館法の条文で司書資格について定めていないからである。関係機関・団体によって与えられた資格を、イタリア共和国は法律的に認めておらず、職員の採用に関しては、各々の図書館で独自に試験が行われている。図書館職員の採用試験においても、司書資格は必須のものとされていないため、特別な資格が必要とされることもない。

1991～97 年における公共図書館職員総数の推移を見ると、年間就職者数は大幅に増える年もあれば減る年もある。上記の期間をながめると就職者数全体は、だいたい 100～200 人程度の間で増減を繰り返しているが、司書資格取得者の就職は減少傾向にある。

イタリアの司書制度は、公的な位置づけが不明確であるため、資格取得方法も曖昧である。図書館法においても司書制度に関する定めはない。資格の認定機関も大学、自治体、民間団体など様々である。今後は、司書が専門的な職業として位置づけられること、大学において図書館学が他の学問と同じように位置づけられることが望ましい。

図書館学の教育に関しては大学でコースが設けられているが、理論的研究とすぐれた調査が、単なる訓練である教科学習から生み出せるのかが憂慮されている。そのような図書館学教育の不備は図書館学分野での研究不足によるものと、コースを形作る際の問題関心の欠如が原因となっている。

イタリアにおける図書館学教育の問題は、今日の学校制度の基礎となる 1859 年に制定された Casati Law まで遡らなければならない。1908 年の法律(Gentile Laws)は図書館学校の設定を認めたが、十分な教育機能の整備を含むものではなかった。当初の図書館員養成の大部分は徒弟制であった。

##### ①現在の図書館学コース

司書養成課程は Ministry for Cultural Assets や大学のような公的機関によって組織されている。地方では地方自治体と民間組織によって運営されている。コース・プログラムに関して公式規定も無ければ、公的団体に監視されることもない。だが、大学教員とイタリア図書館協会 (AIB) の専門家との間で、正式ではないが取り決めがあるものと推測される。

## ②大学における図書館学コース

最初のライブラリー・コースは、大学内で既存する芸術系と教員養成カレッジの中に設置された。近年では、それらに学部の地位を与えるスペシャル・コースが構成されている。

## ③大学院での研究

大学院での研究は現在、ローマにある La Sapienza 大学でのアーキビストと図書館員のための“スペシャル・スクール”でのみ行われている。このスペシャル・スクールには古文書を扱うアーキビスト、図書館員、学芸員の3つのコースがある。Sapienza のスクールは1952年に設立され、その起源はさらに遡る。そこへ入学するには文学、哲学、法学、政治学、教育、あるいは外国語での学位を取得していることが必須の前提になる。それらの学位を取得していない学生は古代ギリシャ語の試験を受けなければならない。そこで2年間学ぶと修了となる。

図書館員のコースは現在の目録法および書誌学的な知識・技術を教えるのはもちろんのこと、学生に専門的なサービスの中で生じるであろう、様々な問題の原因を明らかにし、解決方策の検討に向かって取り組ませるようにしている。

なお、「Scuola diretta a fini speciali per bibliotecnari e archivisti-paleografi」という、似たようなコースが1988年にフィレンツェの大学にあった。このコースは3年間で、図書館学と文書館学の2つの異なる修業証書が与えられた。パドヴァ、ナポリ、ミラノおよびボローニャの大学にも図書館員のための特別なスクールがあったが、現在は廃止されている。

## ④学部

バーリ、ウディネ、ピサ、パーマ、シエナ、アルビーノ、ヴェニス、ボローニャ、パレルモおよび Naoles にある Suor Orsola Benincasa 大学研究所に文化財の保存コースがある。ウディネ大学のコース(1989年設立)は、アーカイブと図書館のいずれかの分野を専攻することができる。マチェラタ、パピア、ウディネの大学には現在3つの育成コースがあり、これらはアシスタント図書館員に適している。

## ⑤大学ではなく、地方自治体で組織された養成コース

文化省が、制度上、図書館専門職養成に深く関与しなかったことことから、大学以外での専門教育が1975年以来増加してきた。多くの養成コースは各々のニーズを満たすために、公の地方行政組織や文化的機関によって組織された。しかしながら、これらの養成コースは、散発的に組織される傾向がある。また、特定の分野に偏っているため、バランスのとれた知識・技術の修得には難がある。

## ⑥民間の養成コース

⑤の自治体によって組織されるトレーニング・コースや再教育コースは、ロンバルディア州による IAL-CISL の資格を除いて、自治体が認める資格に法的正当性がないことから、一部の民間において図書館養成が行われている。

それらの中にはローマの Formez にある Centro di Cultura Scientifica Ettore Majorana、Beni Culturali の Scuola di Specializzazione、Brescia の Palermo と Scuola Regionale IAL-CISL がある。もちろんイタリア図書館協会(AIB)もこの範疇に含まれている。AIB の行う研修コースは、現役の図書館職員の再教育コースになりがちである。バチカン・ライブラリー・スクール(Scuola Vaticana di Biblioteconomia)は、1934年に古代の図書館に残された資料を保存、修復等に関する知識・技術の伝授を目的として設立された。保存だけでなく、その当時の最新の技術を指導するという実用的要素を組み込んだ、かなり良く組織されたコースであった。

これらは実験段階では2年の大学院課程を備えたものとされたが、現在そのような計画は存在しない。学校では特に古代の図書の保存に力を入れている。このコースは一定の定員制限があるが、入学資格に関して厳密なガイドラインはない。また出願の可否に関して全て学校長の判断に拠っている。

## ⑦継続教育

図書館員は、さらに高度な資格を取得するために専門領域での知識を更新し、専門家としての立場の向上とともに上級課程に進めることが望ましい。しかし、特定のプログラムを実施しているという情報は得られなかった。職員個人または所属図書館の方針に一任した自己研修という形になっていると思われる。

## ⑧短期集中コースと再教育コース

図書館の現場に配置された職員は一般に司書としての特別な訓練を受けていないため、任命された後に研修を受けることになる。業務上の必要性から研修コースに派遣されるわけである。公共図書館職員の中には網羅的な内容を含むコースに派遣される者もあるが、たいていの職員は司書資格の一部だけをカバーする短期のコースに参加する。こういった再教育の整備拡充の必要性は大きい。

すでに見てきたような司書養成関連コースは、政府、州やコムーネ、専門職団体、私立図書館、情報コンサルタントの組織など、様々な団体や機関で実施されている。

そのうち、トスカナ県は主要な実施機関のひとつで、年間に司書資格の全てをカバーする 50 のコースを開設している。

## 補足：ローマにおけるインタビュー調査結果の紹介

当初、全国レベルのサンプリング調査としてアンケート調査票を発送したが、回答率が 18%だったため、地域をローマに絞りインタビューを加え調査を実施した。

調査は 59 のインタビュー・サンプル・グループに対して行った。被験者の割合は司書 59%、司書補 27%、図書館スタッフ 8%、運営スタッフ 5%、館種別では公共図書館 46%、大学図書館 37%、国立図書館 8%、私立図書館 7%、議会図書館 2%である。

## 〈訓練について〉

特別な司書資格 37%、外国での資格取得 2%、ライブラリー・スクール卒業生 37%。卒業証書を持っているもののうち 59%は La Sapienza にあるローマ大学の Scuola Speciale per Archivistici e Bibliotecari を修了した者である。また、36%がバチカン・ライブラリー・スクールの養成コースを受講していた。少数ではあるが、両校から資格を取得している者がいた。被験者の 85%は他の分野の学位を取得しており、69%が学位、15%が卒業資格を持っている。学位を持っている者のほとんどが教養学部を卒業し、インタビューを受けた者の 15%は卒業資格も学位も持っていなかった。

## 〈コース参加について〉

インタビューを受けた者の 76%が前述した養成コースとは異なる養成コースの修了者であった。40%は、職場以外で組織されたコースに参加し、29%は職場によって組織されたコースに参加していた。12パーセントが、地域によって組織されたコースに参加していた。最も頻繁に挙げられたコースは一般的な訓練コースもしくは、再教育コースだった。多くは情報技術と SBN (イタリア国立図書館ネットワーク) の作業研修であった。コース期間は数ヶ月から 2、3 日と様々である。

## (43) 公共図書館現職職員の研修プログラムについて

職員の研修は、基本的には各自治体または図書館ごとに行なわれている。

ひとつの例として、イタリア図書館協会 (AIB) 主催で、月 1 回程度ローマで様々なテーマを設定して行われている研修を挙げる。

この研修は 2 日間の日程で行われ、両日とも 9:30~12:30、14:00~17:00 の 6 時間、計 12 時間である。参加人数は各回 20 名。参加費は 250 ユーロ (日本円で 32,713 円) のものと 300 ユーロ (日本円で 39,255 円) のものがあり、内容によって異なる。

例えば、2004 年 1 月 27~28 日に行なわれた研修は、「インターネット」をテーマとして、インターネットの歴史と Internet Explorer や Netscape の基本的な操作法などについて、講義と実習を通して理解を深める形となっている。

その他にも、年に 2 回、1 週間程度の日程で、ヨーロッパ各地への視察旅行が行なわれている。主な旅行先は、アイルランド (2001 年 3 月)、ドイツ (2001 年 3 月、2000 年 10 月)、イギリス (2000 年 5 月、1999

年 11 月) などである。(日本円換算については 2003 年の為替相場の年平均値、1 ユーロ=130.85 円として算出。)

## 2. ボランティアの登録・活動の状況

### (44) 公共図書館で活動しているボランティアについて

イタリアにおけるボランティア活動は長い歴史に支えられており、近年さらにその重要性が増し、2つの特徴が見られる。1つは、公共福祉に対する自立性保持という傾向と、もう1つは社会状況の危機に即応した民間組織の発展である。1991年の世論調査では、1年間に42,100人がボランティア活動をしていることが確認されたが、そのうち31,600人は民間組織における活動であった。

図書館を対象としたボランティアの実施館数や活動人員など具体的なデータは得られなかったが、図書館に限定せず、イタリアのボランティア活動全体に対する調査は1995年にイタリア統計局(ISTAT)で行なわれている。北部の方が南部に比べてボランティア登録者数が多く、また、活動内容においても地域差がある、と報告されている。次の表は、上記統計からの抜粋で、地域別に見たボランティア活動分野である。

地域別ボランティア活動分野の割合

区分	北部	中央部	南部	全国
保健衛生	37.1%	56.5%	30.6%	40.4%
社会福祉	48.6%	31.1%	52.9%	45.4%
市民安全保護	4.3%	4.4%	6.0%	4.6%
環境保護	1.0%	1.0%	1.1%	1.0%
教育文化	7.6%	6.5%	9.1%	7.6%
スポーツ	1.1%	0.2%	0.2%	0.8%
国際協力	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：1995年度ISTATイタリア統計局調査

最近では、社会福祉関係のボランティア活動がさかんであり、組織数に換算すると4,000団体ぐらいである。教育及び文化関係のボランティアは7.6%で665団体あり、図書館のボランティアはこの中に含まれていると思われる。

## 5. 図書館の設備、情報化等の整備状況

### 1. 各種施設・設備の設置状況

#### (45) 各種の施設・設備(閲覧室、書庫、児童室、対面朗読室など)の状況について

イタリアに図書館のサービスや質に関する全国統計が無いのと同様に、スペースや設備に関するデータも存在しない。イタリアの図書館で古いものは、19世紀初頭に宮殿に附設されたものである。もともとは宮殿の主がコレクションを保存する目的で設置した図書館で、一般に公開されてはいたものの、あらゆるジャンルの本を収集していたわけではなく、現在のような「すべての人にすべての本を」という考えは無かった。図書館に限らず、イタリアでは全国的に建築において中世の景観を残そうとする傾向がある。外見はそのままにし、内部を改修することによって建築物を生かすわけであるが、現在の公共図書館はこういった建物を利用しているものも多いため、いくつかの図書館では大規模な改修工事を行なっている。

**(46) スロープ、トイレなど、車椅子利用者用の設備の整備状況について**

設備面の数値的なデータは得られなかった。

**2. コンピュータの設置・活用状況およびインターネットの活用****(47) コンピュータの設置状況（職員用・利用客用）について**

ボローニャの市立図書館の1つである Biblioteca Sala Borsa では、コンピュータが設置されているスペースがあり、市民が利用できるようになっている。

コンピュータを利用する場合、個別の ID とパスワードが必要となるが、ID は貸し出し登録をする際に、同時に取得できる。その後、任意のパスワードを決めれば使用できるようになる。ただし、18 歳未満の者は親の承諾が必要で、親の図書館利用者証と身分証明書のコピーの提示が求められる。

**(48) インターネットの利用やセキュリティ保持の状況について**

全国的な統計は無いが、先に例で挙げたボローニャとミラノでは、インターネットにアクセスできるコンピュータが設置されている。

ボローニャ（Biblioteca Sala Borsa）では、詳しい設置台数までは明らかでないが、利用に際して「1人が席を確保できるのは60分まで」という規定もあることから、相当数の人が利用していることが分かる。

ミラノ市立図書館では、全部で140の閲覧席があり、そのうちコンピュータが置いてある席が12席、利用者がコンピュータを持ち込んで作業ができる席が4席ある。また、ミラノ市内の公共図書館内のインターネット利用席数は次のようになっている。

ミラノ市内の公共図書館のインターネット利用席数一覧

図書館名	インターネット利用席の数	図書館名	インターネット利用席の数
Accursio	今秋開始予定	Quarto Oggiaro	4
Baggio	2	Sant' Ambrogio	6
Cassina Anna	2	Sicilia	2
Chiesa Rossa	6（大人用）、1（子供用）	Tibaldi	2
Dergano-Bovisa	3	Venezia	1
Fra Cristoforo	2	Vigentina	4
Gallaratese	2	Zara	1

市民を対象としたインターネット講習会などが行われているかどうかについては、何か所かの図書館のウェブサイトをあたってみたが確認できなかった。

また、(4)でも触れたが、市民が気軽にパソコンを使って電子資料を利用できる「メディアテカ (Mediateca)」が、イタリアでは珍しく、国と州、コムーネの共同政策として2000年から設置が始まっている。現在はローマ、ミラノ、フィレンツェ、ヴェネツィアといった都市にあり、インターネット資料からCD-ROM媒体の各種データベース、ビデオや音楽CDといったものが利用できる。

具体例として、2003年にオープンしたミラノの Mediateca di Santa Teresa は、古い教会を改修してつくられ、礼拝堂であった中央の大ホールに60台のパソコンを設置し、市民が無料で利用できるようになっている。平日の昼間でも満席な状態で、とくに外国人の利用が目立つという。

**(49) 利用者のパソコン用の電源と情報端末の整備状況について**

統計データは得られなかったが、ミラノ市立図書館では利用者がノートパソコンを持ち込んで作業できる席が4席用意されていた。

近年建設されているメディアテカでは、館内設置のパソコン同様、持込用の電源と情報端末が相当数用意

されている。

#### **(50) Web-OPAC やデータベースの利用とオンライン・レファレンスの実施について**

ウェブサイトについては、ミラノのように自治体で管理されているものと、個々の図書館ごとの管理となっているものがある。中には「ウェブサイト担当」というような、ウェブサイトの管理専門の職員がいるところもある。

そして、ほとんどの公共図書館で Web-OPAC は掲載されている。他館の蔵書検索については、すべてのウェブサイトにあるという訳ではないが、無い場合でも、同じコムーネにある図書館であれば、そちらのウェブサイトへリンクが張られている。他のコムーネの公共図書館や県立・州立図書館、大学図書館などの蔵書を検索したい場合は SBN を利用するのが一般的である。

伝統的なレファレンスサービスはもちろん、ウェブサイトやメールアドレスを持っている図書館は、ほぼ全館でオンライン・レファレンスを実施している。

## &lt;参考文献・ウェブサイト&gt;

注と同時に各節ごとに主に典拠とした文献を挙げる。

## (1)~(4)

- ・「イタリアの地方自治 (Le autonomie Locali in Italia)」, 自治体国際化協会、各国の地方自治, (online), available from <<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/14.pdf>>, (accessed 2004/12/18)
- ・宍道勉, 「イタリアの図書館考: 概論」, 『鳥取短期大学研究紀要』, 43, 2001, pp. 13-26
- ・「世界の統計」, (online), available from <<http://sp.mt.tama.hosei.ac.jp/users/twaka/toritudai/jyugyo02.html>>, (accessed 2005/03/08)
- ・“La Mediateca di Santa Teresa”, (online), available from <<http://www.mediabrera.it/>>, (accessed 2005/03/08)
- ・“Mediateca Roma”, (online), available from <<http://www.mEDIATECAROMA.ORG/>>, (accessed 2005/03/08)
- ・“Mediateca Provincia di Como”, (online), available from <<http://mediacomoplaylib.com/Istruzioni.htm>>, (accessed 2005/03/08)
- ・“Mediateca del Centro Linguistico di Ateneo”, (online), available from <<http://claweb.cla.unipd.it/mediateca/index.html>>, (accessed 2005/03/08)

## (5)~(7)

- ・Martine Poulain, “Les Bibliothèques en Europe: L'Italie”, Paris, Editions du Cercle de la Librairie, 1992, pp.239-265
- ・宍道勉, 「イタリアの図書館考: 概論」, 『鳥取短期大学研究紀要』, 43, 2001, pp. 13-26
- ・奥山裕之, 「イタリアにおける図書館ネットワークの構築」, 『カレントアウェアネス』, 177, 1994, pp. 2-3
- ・加治以久子, 「イタリアにおける日本研究文献所蔵図書館の現状—日本関係情報の現状—」, 『カレントアウェアネス』, 227, 1998, p.7-8

## (8)

- ・宍道勉, 「イタリアの図書館考: 概論」, 『鳥取短期大学研究紀要』, 43, 2001, pp.13-26

## (9)~(13)

- ・Martine Poulain, “Les Bibliothèques en Europe: L'Italie”, Paris, Editions du Cercle de la Librairie, 1992, pp. 239-265
- ・「イタリア出版協会 (Report on Publishing in Italy - 2004)」, (online), available from <[http://www.aie.it/op\\_str/visualizza.asp?ID=39](http://www.aie.it/op_str/visualizza.asp?ID=39)>, (accessed 2004/12/20)

## (14)~(18)

- ・Martine Poulain, “Les Bibliothèques en Europe: L'Italie”, Paris, Editions du Cercle de la Librairie, 1992, pp. 239-265

## (19)~(21)

- ・(PFI), 「インフラに係わる制度等のヨーロッパ調査 (2000年3月)」, (online), available from <<http://www.ne.jp/asahi/yoikawa/suikai/sub4-24.htm>>, (accessed 2004/12/18)
- ・Martine Poulain, “Les Bibliothèques en Europe: L'Italie”, Paris, Editions du Cercle de la Librairie, 1992, pp. 239-265

## (22)~(24)

- ・ユネスコ, 『ユネスコ文化統計年鑑 1999年』, 東京, 原書房, 2000, pp. 648-649, (ISBN4-562-03293-6)
- ・“UNESCO Institute for Statistics”, (online), available from <<http://www.uis.unesco.org/TEMPLATE/html/Exceltables/culture/Libraries.xls>>, (accessed 2005/10/24)
- ・(IFLA) “Country Report:Italy.IFLANET”, (online),

available from <<http://www.ifla.org/VII/s8/annual/cr02-it.htm>>, (accessed 2004/12/18)

- Martine Poulain, “Les Bibliothèques en Europe: L’Italie”, Paris, Editions du Cercle de la Librairie, 1992, pp. 239-265

(25)

- (IFLA) “Country Report: Italy. IFLANET”, (online), available from <<http://www.ifla.org/VII/s8/annual/cr02-it.htm>>, (accessed 2004-12-18)
- 「ローマ市中央図書館システム Sistema delle Biblioteche Centri Culturali」, (online), available from <<http://www2.comune.roma.it/cultura/biblioteche/>>, (accessed 2005/10/27)
- 「ミラノ市地区図書館 Biblioteche Rionali」, (online), available from <<http://www.comune.milano.it/webcity/homepage.nsf/generico?readForm&htmlcode=FS-Biblioteche&doc=/WebCity/documenti.nsf/WEBPreview/BF879E191123E835C12568F700507BC1?opendocument>>, (accessed 2005/10/27)
- 「ヴェネツィア Sistema Bibliotecario Urbano Venezia」, (online), available from <<http://sistemabibliotecario.comune.venezia.it/>>, (accessed 2005/10/27)
- 「ボローニャ市立図書館 Biblioteche Comune di Bologna」, (online), available from <<http://www.iperbole.bologna.it/servizi/artecultura/biblioteche.php>>, (accessed 2005/10/27)
- 「フィレンツェ Biblioteche Comnali」, (online), available from <<http://www.comune.firenze.it/comune/biblioteche/biblioteche.htm>>, (accessed 2005/10/27)

(26)~(30)

- ユネスコ, 『ユネスコ文化統計年鑑 1999年』, 東京, 原書房, 2000, pp. 648-649, (ISBN4-562-03293-6)
- Martine Poulain, “Les Bibliothèques en Europe: L’Italie”, Paris, Editions du Cercle de la Librairie, 1992, pp. 239-265

(31)

- ユネスコ, 『ユネスコ文化統計年鑑 1999年』, 東京, 原書房, 2000, pp. 648-649, (ISBN4-562-03293-6)

(32)

- ユネスコ, 『ユネスコ文化統計年鑑 1999年』, 東京, 原書房, 2000, pp. 648-649, (ISBN4-562-03293-6)
- 「ボローニャ市立図書館 Biblioteca Sala Borsa 統計資料より」, “Biblioteca Sala Borsa”, (online), available from <<http://www.bibliotecasalaborsa.it/content/statistiche.html>>, (accessed 2004/12/18)

(33)~(34)

- (IFLA), “Country Report: Italy. IFLANET”, (online), available from <<http://www.ifla.org/VII/s8/annual/cr02-it.htm>>, (accessed 2004/12/18)
- “Sistema Bibliotecario Milano-Est”, (online), available from <<http://www.bibliomilanoest.it/>>, (accessed 2005/03/09)
- 「NEC プレスリリース」, (online), available from <<http://www.nec.co.jp/press/ja/0103/1402.html>>, (accessed 2005/10/25)

(35)~(36)

ここでは図書館の歴史を紹介しているページをいくつか挙げる。

- 「Biblioteca Sala Borsa の歴史」, (online), available from <<http://www.bibliotecasalaborsa.it/content/storia/storia01.html>>, (accessed 2004/12/18)
- “Regione Piemonte”, (online), available from <<http://www.regione.piemonte.it/biblioteche/>>, (accessed 2004/12/18)
- “Regione Toscana”, (online), available from <<http://www.cultura.toscana.it/biblioteche/index.shtml>>, (accessed 2004/12/18)
- “Biblioteche di Rome”, (online), available from <<http://www.comune.roma.it/cultura/biblioteche/>>, (accessed 2004/12/18)
- “Biblioteche di Bolzano”, (online), available from <<http://bcb.comune.bolzano.it/ita/>>, (accessed 2004/12/18)
- “Comune di Cologno Monzese”, (online), available from

- <<http://www.biblioteca.colognomonzese.mi.it/>>, (accessed 2004/12/18)
- ・“Comune di Prato”, (online), available from  
<<http://www.comune.prato.it/bal/gener/htm/storia.htm>>, (accessed 2004/12/18)
- (37)
- ・宍道勉, 「イタリアの図書館考: 概論」, 『鳥取短期大学研究紀要』, 43, 2001, pp. 13-26
- (38)
- ・石黒敦子ほか著, 『海外 I L L ハンドブック』, 東京, 日本図書館協会, 1994, pp. 209  
(ISBN4-8204-9418-X)
- (39)
- ・ユネスコ, 『ユネスコ文化統計年鑑 1999 年』, 東京, 原書房, 2000, pp. 648-649, (ISBN4-562-03293-6)
- (40)
- ・Martine Poulain, “Les Bibliothèques en Europe: L’Italie”, Paris, Editions du Cercle de la Librairie, 1992, p.239-265
- (41)
- ・ユネスコ, 『ユネスコ文化統計年鑑 1999 年』, 東京, 原書房, 2000, pp. 648-649, (ISBN4-562-03293-6)
- (42)
- ・宍道勉, 「イタリアの図書館考: 概論」, 『鳥取短期大学研究紀要第 43 号』, 2001, pp. 13-26
  - ・ユネスコ, 『ユネスコ文化統計年鑑 1999 年』, 東京, 原書房, 2000, pp. 648-649, (ISBN4-562-03293-6)
  - ・Jennifer Marshall, ‘Librarianship as a Profession in Italy’, “JOURNAL OF LIBRARIANSHIP AND INFORMATION SCIENCE”, 29, (1), 1997, pp. 29-37
- (43)
- ・Corsi AIB, “AIB-Web”, (Online), available from <<http://www.aib.it/>>, (accessed 2004/12/18)
- (44)
- ・「イタリアのボランティア活動について」, (online), available from  
<<http://www.drnakada.yic.or.jp/Iryo.vol.html>>, (accessed 2004/12/18)
- (45)
- ・Martine Poulain, “Les Bibliothèques en Europe: L’Italie”, Paris, Editions du Cercle de la Librairie, 1992, p.239-265
- (46)
- ・(例としてポーロニャの市立図書館 Biblioteca Sala Borsa の設備について), “Biblioteca Sala Borsa”, (online), available from <[http://www.bibliotecasalaborsa.it/content/maps/map\\_scuderie\\_colonnato.html](http://www.bibliotecasalaborsa.it/content/maps/map_scuderie_colonnato.html)>, (accessed 2004/12/18)
- (47)
- ・“Biblioteca Sala Borsa Internet”, (online), available from  
<<http://www.bibliotecasalaborsa.it/content/internet.html>>, (accessed 2004/12/18)
- (48)~(49)
- ・「ミラノ市内公共図書館インターネット利用席一覧表」, (online), available from  
<[http://www.comune.milano.it/WebCity/documenti.nsf/be5c64af5ff8413601256840060d104/bf879e191123e835c12568f700507bc1/\\$FILE/internet\\_office08\\_10.pdf](http://www.comune.milano.it/WebCity/documenti.nsf/be5c64af5ff8413601256840060d104/bf879e191123e835c12568f700507bc1/$FILE/internet_office08_10.pdf)>, (accessed 2004/12/18)
  - ・「イタリア建築通信」, (online), available from  
<<http://www010.upp.so-net.ne.jp/architurmilano/architurmilano/citta/milanomEDIATECA.htm>>, (accessed 2005/10/24)
- (50)
- ・「Biblioteca Sala Borsa 職員一覧より」, “Biblioteca Sala Borsa Person”, (online), available from <<http://www.bibliotecasalaborsa.it/content/persona.html>>, (accessed 2004/12/18)
- (その他参考文献)
- ・馬場康雄, 岡沢憲英, 『イタリアの政治「普通でない民主主義国」の終り?』, 東京,

- 早稲田大学出版部, 1999, p. 237, (ISBN4-657-99623-1)
- ・ 馬場康雄, 岡沢憲英, 『イタリアの社会 遅れてきた「豊かな社会」の実像』, 東京, 早稲田大学出版部, 1999, p. 203, (ISBN4-657-99625-8)
  - ・ 竹下謙, 「イタリア」, 『新版 世界の地方自治制度』, 東京, イマジン出版, 2002, pp. 255-274, (ISBN4-87299-303-9)
  - ・ 村上義和, 『イタリアを知るための 55 章』, 東京, 明石書店, 1999, p. 210 (ISBN4-7503-1123-5)
  - ・ 宍道勉, 「イタリアの図書館—トリノ国立兼大学図書館—」, 『鳥取女子短期大学紀要』, 41, 2000, pp. 1-14
  - ・ 宍道勉, 「イタリアの図書館法—比較論的考察 (総論)」, 『鳥取女子短期大学紀要』, 45, 2002, pp. 11-24
  - ・ 宍道勉, 「イタリアの図書館法—比較論的考察 (各論)」, 『鳥取女子短期大学紀要』, 46, 2002, pp. 39-50
  - ・ Istituto Centrale di Statistica, “Annuario Statistico Italiano”, Roma, Istituto Centrale di Statistica, 1998, (ISBN:8845801462)
  - ・ 著作権資料協会, 「イタリア著作権法 (2001 年 2 月 2 日法)」, 『外国著作権法令集 (32) —イタリア編—』, 東京, 著作権情報センター, 2003
  - ・ 三浦正広, 「外国著作権法概説—イタリア編—」, 『外国著作権法概説—英・米・独・仏・伊—』, 東京, 著作権情報センター, 2003, p. 223
  - ・ SBN, (online), available from <<http://www.sbn.it>>, (accessed 2004/12/18)
  - ・ ILICE, (online), available from <<http://www.ilice.it/>>
  - ・ ITALY Libralies and Archives, “The World of Learning 2002”, London, Europa Publications, 2001, 860-867, (ISBN 1857431073)
  - ・ Comune di Firenze Biblioteche, (online), available from <<http://www.comune.firenze.it/comune/biblioteche/biblioteche.htm>>, (accessed 2004/12/18)
  - ・ LIBRARIES ON THE WEB, (online), available from <<http://sunsite3.berkeley.edu/Libweb/Italy.html>>, (accessed 2004/12/18)

(石井 大輔、今井 武、坂本 俊、城間 容子)